

各 地 方 機 関 の 長 殿  
各 都 道 府 縿 警 察 の 長  
(参考送付先)  
庁 内 関 係 各 局 部 課 長

原議保存期間	5年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

警 察 庁 丙 支 発 第 9 号、丙 刑 企 発 第 55 号  
丙 生 企 発 第 100 号  
令 和 2 年 1 2 月 2 1 日  
警 察 庁 刑 事 局 長  
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

### 品触要綱の制定について（通達）

品触れについては、これまで「品触要綱の制定について（通達）」（平成27年11月30日付け警察庁丙支発第6号、丙刑企発第70号、丙生企発第119号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）等が施行されたことに伴い、品触要綱を別添のとおり改正したので、引き続きその適切な運用に努められたい。

なお、旧通達は、本通達をもって廃止する。

## 第1 目的

この要綱は、古物営業法(昭和24年法律第108号)第19条第1項又は質屋営業法(昭和25年法律第158号)第20条第1項の規定による品触れ(以下「品触れ」という。)を発するに当たって、その効果的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 品觸れの実施対象

- 1 品觸れは、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物(以下「盗品等」という。)のうち、他の類似品と識別できるものについて発するものとする。
- 2 犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第36条第1項第2号に規定する重要品觸れは、おおむね次の盗品等について発するものとする。
  - (1) 強盗等の凶悪事件に関する盗品等
  - (2) 組織窃盗又は常習と認められる侵入盗に関する盗品等
  - (3) 重要文化財その他これに準ずる盗品等
  - (4) 社会的影響の大きい事件に関する盗品等
  - (5) その他特異重要事件に関する盗品等

## 第3 品觸れを発する要領等

### 1 様式及び作成要領

品觸れは、個別の事件ごとに、別に定める様式及び作成要領により作成するものとする。

### 2 発出方法等

品觸れは、書面によるほか、電子メールの送信により発することができる。ただし、電子メールの送信により品觸れを発出する場合は、あらかじめ相手方となる古物商、古物市場主又は質屋(以下「古物商等」という。)の承諾を得て行わなければならない。

## 第4 他の都道府県警察に対する手配依頼等

### 1 品触業務を主管する課長を経由した依頼

品触による手配を他の警察本部長等(警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長をいう。以下同じ。)に依頼するときは、警視庁又は道府県警察本部において品触業務を主管する課長を経由して行うこととする。この場合、対象とする地域、古物商等の種別等、必要な事項を明確にした上で行わなければならない。

### 2 品触による手配の依頼を受けた警察本部長等の措置

品触による手配の依頼を受けた警察本部長等は、速やかに管轄内の関係古物商等に対し、品触による手配を行わなければならない。

### 3 普通品触による手配は、原則として、他の警察本部長等に依頼しないものとする。ただし、特別の必要があるときは、範囲を限定して行うことができる。

## 第5 訂正及び解除の通知

### 1 警察本部長等は、品触の内容を訂正する場合には、速やかに管轄内の関係古物商等及び品触を配布等依頼した警察本部長等に対し、訂正事項を通知しなければならない。

訂正の通知を受けた警察本部長等は、速やかに管轄内の関係古物商等に対し、訂正

事項を通知しなければならない。

- 2 警察本部長等は、品触れに係る盗品等を発見し又は発見した旨の届出を古物商等から受けた場合には、速やかに管轄内の関係古物商等及び品触れによる手配を依頼した他の警察本部長等に対し、発見の通知を行わなければならない。

発見の通知を受けた警察本部長等は、速やかに管轄内の関係古物商等に対し、品触れによる手配の解除の通知を行わなければならない。

#### 第6 その他の留意事項

- 1 警察本部長等は、管轄内の古物商等との良好な関係を構築し、品触れによる盗品等の発見の促進を図るよう適切な施策を実施すること。
- 2 遺留品等について、手配書を発行するときは、品触れによる手配に準じて行うことができるものとする。